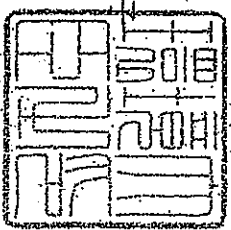




諮問 第 1 2 3 号
環水企発第040827001号
平成 1 6 年 8 月 2 7 日

中央環境審議会长
森 篤 昭 夫 殿

環 境 大 臣 合
小 池 百 合



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (諮問)

環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号) 第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、
「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)
別表 2 (生活環境の保全に関する環境基準) の 1 の (1) イ及び (2) ウ並び
に同表の 2 のウに係る類型を当てはめる水域の指定について、貴審議会の意見
を求める。

〔諮問理由〕

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準について
は、平成 15 年 11 月 5 日付けで、水生生物保全の観点からの環境基準を新たに追
加設定したところである。

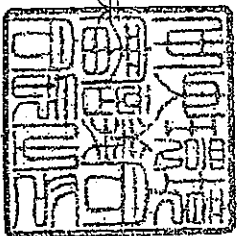
生活環境の保全に関する環境基準については、公共用水域の利用目的又は水
生生物の生息状況の適応性に応じて水域類型が設けられており、水域類型の各
公共用水域への当てはめは、政令で定める水域については政府が行うこととさ
れている。

このため、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について、
貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第201号
平成16年8月27日

中央環境審議会水環境部会
部会長 村岡 浩爾 殿

中央環境審議会
会長 森嶋 昭夫


水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について (付議)

平成16年8月27日付け環水企発第040827001号をもって、環境大臣より当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、
水環境部会に付議する。